

【別紙 2】

審査の結果の要旨

氏名 牛 日正

本論文「競争法における非経済的な正当化理由の法構造」は、反競争行為を正当化する理由のうち、非経済的な正当化理由について、米国判例を検討することによって分析枠組みを抽出し、これを EU や日本の事例に当てはめて示唆を得ようとするものである。

一つの行為が、市場において、正当化理由なく、反競争性をもたらす場合、競争法に違反する。すなわち、日本法では、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独禁法）2条5項・6項、8条1号、10条等で定められている「競争を実質的に制限する（競争の実質的制限）」、又は、2条9項の「公正な競争を阻害するおそれがある（公正競争阻害性）」に該当することとなる。

反競争性をもたらす行為（反競争行為）を正当化し、競争法に違反しないという帰結をもたらす正当化理由には、様々な類型がある。そのうち、効率性の向上、消費者の利便性の向上、技術革新の促進、業績不振の改善等の一定の経済的利益を図る目的のための反競争行為の正当化に対しては、それらが正当化理由となり競争法違反を否定する帰結をもたらすことに反対する意見は少ない。他方で、経済利益に直接につながらない利益（非経済的な利益、例えば、公共性、安全性）に対しては、消極的ないし否定的な考え方が根強い。

本論文は、従来消極的・否定的に解されてきたこの後者の正当化理由を「非経済的な正当化理由」と名付け、その理論枠組みを提示することを目的として、基礎的考察を行う。

非経済的な正当化理由に関するこれまでの研究は、二つの点で、十分でない。

第1に、競争法上の正当化理由が成立するか否かが、競争法以外の法律規範によって影響を受けるか、という問題が、これまで必ずしも明らかにされていない。

第2に、従来の研究においては、政府や事業所管官庁等（以下単に「政府」という）の行政指導等による監督・強制等が行われているという事実が、非経済的な正当化理由の判断にどのように影響を与えるかが、必ずしも明確には研究されていなかった。

そこで、従来の研究の不足点である第1、第2について、その研究の手がかりを、まず米国法に求める。米国法についてはすでに紹介や分析があるが、部分的なものや特定の分野のものにとどまったり、また、具体的な判例の理解としても事案の特色を捨象した一般化が行われるなど、米国法についての従来の研究には不足がある。

米国法の考察において、第1点については、米国反トラスト法（米国の競争法）には多数の事例があることを指摘し、これらを「基本権の保障のための正当化」、「州行為の正当化」、「労働政策のための正当化」、「証券取引市場を維持するための正当化」という4つの類型に分けて考察し、そこから、次の結論を導く。その結論は、一言でいえば、反競争行為が他の法律規範の目的を果たす機能をしている場合、その行為を反トラスト法違反としたので

はその機能が妨げられるのであれば、そのような反競争行為は正当化され反トラスト法違反とされない、ということである。法律のみならず、憲法もかかる「法律規範」の一部である。憲法が保障する価値の維持も、非経済的な正当化理由として、行為を正当化することがある。このように、非経済的な目的を掲げる法律規範が反トラスト法以外に存在する場合を、「並立関係がある」と呼んで、検討を加える。

第2点についても、米国反トラスト法を考察し、次の方向が示される。反競争性が発生する前に、政府が反競争性の発生について審査・否決する機会があるにもかかわらず、政府が反競争行為を行うことを認めている場合には、競争当局・裁判所は、反競争性と正当化理由のいずれが上回るかについて総合考慮を行うことなく、反競争行為を正当化することが許される。他方、そうでない場合には、反競争性と非経済的な正当化理由について、総合考慮を行うことが必要となる。

このような米国反トラスト法の考察の結果に基づいて、次に、EU 競争法の考察を行う。その結果、EU 競争法においても、並立関係の存在が同じく非経済的な正当化理由の適用に大きく関係していることが判明した。EU 競争法と米国反トラスト法では、反競争行為を正当化する場合の法的理論構成が異なるものの、結論はかなり類似している。

このように、EU 競争法においても、米国反トラスト法と類似する効果を与える法的構造を採用していることが明らかとなった。

以上の米国法と EU 法の考察によって、非経済的な正当化理由によって反競争行為が正当化される場合があること、および、そこにおいては、並立関係の有無と、政府による監督の有無という、2つの軸によって結論が左右されていることが、明らかとなった。

以上の米国反トラスト法および EU 競争法に関する検討を通じて得られた「並列関係」、「政府による監督」の基準を物差しとして、それを通じて日本の独禁法における正当化理由を観察することによって、これまで明確に解明されていない非経済的な正当化理由の構造を一層整合的・体系的に説明することができる。この観点から、日本法における判例および事例の再分析を行った結果、日本の独禁法と米国・EU 競争法における非経済的な正当化理由の体系が類似することが明らかになった。

本論文は、非経済的な正当化理由の適用の枠組みを検討し、その判断において重要な意味を持つ「並列関係」と「政府の監督」という要素を抽出した。本論文が取り扱った問題は、正当化理由の体系の一端に止まる。また、非経済的正当化理由の適用自体についても、そこにおける総合考慮・判断については、経済的な正当化理由についての判断とあわせてその方法を探る必要がある。これらの残された問題を今後の検討課題とする。

以上が本論文の要旨である。

本論文の長所としては以下の点が挙げられる。

第1に、反競争行為の正当化理由、とりわけ非経済的な正当化理由について、体系的に構造化する研究を行った点である。非経済的な正当化理由については、これまで、消極的また

は否定的な見解が述べられることが多く、これを積極的に位置付けてその構造を明らかにしようとする取組は必ずしも多くはなかった。本論文は、非経済的な正当化理由の体系につき説得的に論述しており、その点で高く評価できる。

第2に、外国法の分析、特に米国判例の分析を丹念に行い、一定の成果を提示している。本論文の米国判例の分析により、非経済的な正当化理由の論理構造が具体的に明らかにされ、また、従来の消極的・否定的な評価が、特定の文脈において正当化理由の成立を否定したに過ぎない判例を過度に一般化したものに過ぎないことが明らかにされている。

第3に、他の法分野との関連においても、本論文は、例えば、「競争法と事業法」といった従来から行政法学において断片的に取り扱われてきた議論の枠組みにとどまることなく、競争法と並立関係にある法規範として憲法的な価値との関係も含む多彩な分野を考察するなど、今後の幅広い議論への発展可能性を持っており、他の法分野にとっても示唆的な研究となっている。

他方で、本論文にはなお課題もある。

第1に、EU法における非経済的な正当化理由の問題を取り上げているものの、そこにおいては、EU法の構造に即した内在的な検討は必ずしも十分に行われておらず、もう一步踏み込んだ検討が期待されるところである。もっとも、非経済的な正当化理由の議論がEU法において必ずしも十分に行われていないことも事実であり、米国の研究成果を物差しとしてEU法の分析に果敢に取り組んだことは評価できる。

第2に、著者の立論に関し少々強めの表現が散見されることも含め、日本語表現が必ずしも十分でないことにより、著者の主張の本来の趣旨をとりにくい箇所が見受けられる。

これらの課題はあるが、本論文の価値を大きく損なうものとはまではいえない。

以上から、本論文の筆者が自立した研究者あるいはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を備えていることは明らかであり、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいと判定する。